平成２３年（フ）第４９５号
高知市桟橋通６丁目２番８号サンポートハイム602号、住民票上の住所高知市縄手町８番地　山崎方
債務者　西川さおり
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３２号
高知市愛宕山７番地65　サンライフ愛宕２階202
債務者　井澤　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目27番17号　202号
債務者　須田　　修
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目48番48号
債務者　松岡　千浪
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
鹿児島県いちき串木野市上名8649番地11
債務者　東　　勝男
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
仙台市太白区郡山字欠ノ上７番地の２
債務者　鳥畑　良二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目18番13号　ヴィラ旭ケ丘Ⅴ―101
債務者　田村　敏希
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０２号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅316号
債務者　村上めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０７号
宮城県宮城郡利府町青山４丁目６番地１
債務者　千葉　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２７号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７－１　サクラハイツ1207、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町小野字石倉向山一番56番地
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５７号
仙台市青葉区中江２丁目８番12号　ベルシティ中江104
債務者　千葉　晴夫
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
仙台市宮城野区福室４丁目10番６号　真山ハイツ101
債務者　長谷川雅伸
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
秋田市手形字十七流184番地２
債務者　浅村　峰夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
秋田県由利本荘市赤沼下182番地４
債務者　熊谷　朗子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第９９号
茨城県日立市東大沼町１丁目28番３号
債務者　矢吹　和弘
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県日立市鮎川町５丁目７番10号
債務者　沼田美津江
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０３号
茨城県日立市石名坂町１丁目42番72号
債務者　細貝　諒子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部